

広報

# お祭り

# 特集号

平成16年10月15日発行

No.689

## 山口県央部 1市4町合併協議会の協議報告



9月30日に開催された第2回山口県央部1市4町合併協議会を終えて、新市の事務所の位置などの基本4項目や、各種事務事業などの協定項目が確認されました。また、新市の将来像を明らかにする、新市建設計画も案として取りまとめられました。

本町ではこれらの内容を、町民の皆様詳しくご説明し、県央合併に対するご意見ご質問をお聴きするとともに、あわせて合併の是非や、町政へのご意見をいただく町民意識調査（アンケート）の資料とするため、この県央合併に関する広報特集号を発行いたしました。

### 主な内容

#### 中核都市形成を目指して

- ・ 私たちの“まち”の将来
- ・ なぜ、財政状況は厳しい？
- ・ 新市建設計画
- ・ 新市のリーディング・プロジェクト
- ・ 小郡町における新市の事業
- ・ 協定項目の調整確認事項（抜粋）
- ・ 合併に対しての主な財政支援措置

# 中核都市形成を目指して

現在、私たちを取り巻く環境は政治、経済、社会等のあらゆる分野において転換期を迎えており、新しい時代への対応が可能な構造への変革が求められています。

住民のニーズの多様化・複雑化に対して、地方自治体が住民の目線に立ち、住民参画のもと、自己決定・自己責任において施策に取り組み、地方分権型社会への移行が求められています。

また、生活様式の変化により、人々の暮らしは今の市町村の境を越えて広域化していることから、新たな枠組みによる行政の運営が必要になっています。

さらに、国の借金は平成16年3月末には700兆円を超え、地方の借金も190兆円を超えているという、国も地方もかつてない厳しい財政状況にあり、少子高齢化の影響による税収の伸び悩みも予想されています。

このような状況のもと、市町村は、みずから行政の効率化を進めるとともに、体制を強化し、また、能力の向上に努めるため、その手法として市町村合併に取

り組んでいます。

一方、広島や福岡に挟まれる山口県は、山陽を中心に中小都市が点在し、県勢をリードする中核都市の形成が進んでいませんでした。このため、本町および山口市、秋穂町、阿知須町、徳地町は広域合併を通して、山口県の県中部に中核都市の形成を目指します。



山口県中部  
1市4町合併協議会

合併関係市町村が、合併に關して必要な諸問題を正式に協議する場が法定合併協議会です。

山口県中部1市4町合併協議会（以下「1市4町協議会」）は、首長、助役、議長、副議長、議員の代表、民間の学識経験者および県職員により構成され、各市町が行っている事務事業やサービス、負担を調整しました。

その調整における基本的な考え方は、速やかに新市が「ひとつ」になるとともに、住民サービスと住民福祉の向上に努めることです。

そして、負担公平の原則に立って行政格差を生じないようにし、また、新市に移行する時期にサービス・負担が急激に変化するのを避けるため、緩和措置等について十分配慮をすることとしています。

また、新市における健全財政の確保に努め、行政改革の観点から事務事業の見直しを進めることなどを基本に調整が行われました。



## 私たちの「まち」の将来

合併により、新市はどのようなまちづくりを目指すのでしょうか。

まず、1市4町協議会が確認した基本協定項目について、お知らせします。

新市においては、町村が大きくな市に編入されるという合併でなく、対等に協議して新たなまちづくりに取り組み新設合併を選択しています。

新市の名称は、公募で最も応募数の多かった「山口市」が確認されました。

新市の事務所の位置は、合併当初は、山口市役所に置きますが、10年を目標に新山口駅周辺に、県央中核都市にふさわしい位置を考慮しながら、整備に向けて新市で協議検討することが確認されました。

また、現在の役所および役場は総合支所として活用し、住民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、各地域における地域振興拠点として、また、住民みずからが自治活動を行う拠点として、「地域自治センター」をそれぞれの総合支所に整備します。

■合併の方式 新設合併（1市4町が対等な立場において合併を行う）

■合併の期日

平成17年10月1日

■新市の名称 山口市

■新市の事務所の位置

【調整方針】

新市の事務所の位置は、新市発足時は現在の山口市役所の位置とする。

新市の事務所の方式は、住民サービスの低下を招かないよう、総合支所方式とし、現在の1市4町それぞれの役所及び役場に総合的な機能を持つ支所を置く。

なお、新市における将来の事務所の位置については、新市において、住民の利便性や新市の均衡あるまちづくりに配慮し、協議検討するものとする。

【附帯決議】

将来の事務所の位置については、新市発足後、速やかに新市の事務所の位置に関する審議組織を設置し、協議検討を行うものとする。

その協議に当たっては、新山口駅周辺が適地であるという意見を踏まえながら、県央中核都市にふさわしい位置を考慮し、整備については新市発足後10年を目標に審議すること。

## なぜ、財政状況は厳しい？

「小郡町の財政は豊か」と言われ、低い負担で高いサービスを続けてきた本町も財政的に厳しい状況に直面しています。

### 平成15年度決算の状況

「財政が豊か」といわれる根拠に、税収（町税）の収入全体に占める割合が高いことが挙げられます。本町は、この割合が6割を占め、使用料などを合わせた自主財源は7割となります。しかし、収入の中心である税収は、景気の低迷により、年々減少しており、平成9年度に44億円あった税収は、平成15年度には42億円で、その減少は2億円に達しています。

次に支出の内訳では、平成15年度においては、人件費や公債費、補助費・扶助費（社会保障費）などの使い道が決まっている**固定的経費が9割を占め、自由に使える経費は1割程度で、財政の硬直化が進んでいます。**

また、通常の会計（一般会計）とは別に、特定の目的を持った会計（特別会計）が9会計あり、支出額を比較すると、一般会計は65億円、下水道、老人保健医

療、国民健康保険、介護保険などの特別会計は合計で81億円となり、一般会計を大きく上回っています。

一方、借入金（町債）の状況は、下水道会計の81億円をはじめ一般会計の62億円などすべての会計を合わせると179億円にのぼります。これを町民1人当たり換算すると77万円の借金になります。（図1）

多くの特別会計が赤字を抱えています。使用料等にすべて転嫁することなく一般会計から毎年12億円程度繰出して補っています。その分、一般会計の台所が苦しくなり、財政悪化の原因になっています。

※図1 小郡町の借入金額

会計名	借入額	町民一人当たり
一般会計	62億円	27万円
特別会計	104億円	45万円
水道事業	13億円	5万円
合計	179億円	77万円

平成17年度からは、懸案である中学校の危険校舎改築工事（14億円）や新図書館の建設（8億円）などが予定され、これらの事業がもたらす不足分を新たに捻出しなければなりません。

そのためには、人件費等を含めた支出の削減に努めるとともに、さらに公共料金の値上げやサービスの引き下げを行わないかぎり、ひっ迫した財政状況は改善されないものと考えられます。

### 今後の財政予測

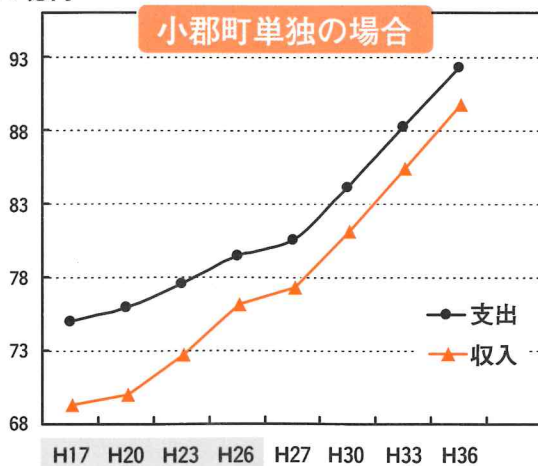
小郡町単独の場合と、1市4町で合併した場合の財政予測（平成17～36年度までの20年間）について見ると、小郡町単独の場合、前半の10年間は借入金返済や扶助費の増加などで大幅な収入欠陥が生じ、現時点4億円の基金を取り崩すことが可能であったとしても、現状を維持したままでの財政運営は困難であると予測されます。

一方、1市4町の財政予測は、合併特例債448億円の活用と人件費の減少240億円を含む20年間で690億円の波及効果などにより、新市における住民サービスの維持し、なおかつ投資的経費を増加させても、安定した財政運営が可能な予測となっています。（図2）

## ※図2 財政予測

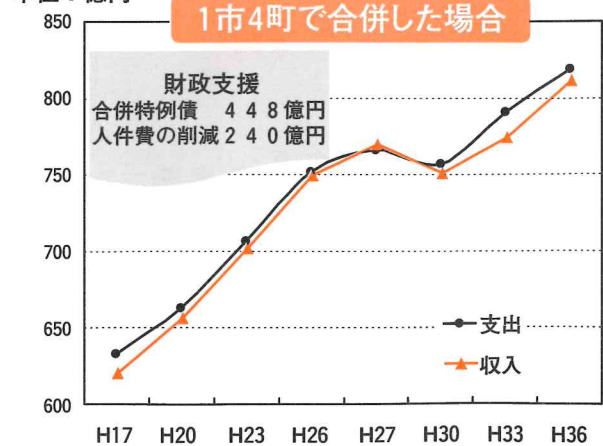
（平成17年度～平成36年度の20年間）

単位：億円



○支出の削減に努めるとともに公共料金の値上げやサービスの引き下げが必要です。

単位：億円



○住民サービスを維持し、なおかつ投資的経費を増加させても、安定した財政運営が可能です。

※掲載した数値は端数調整しています

# 新市建設計画

1市4町協議会では、「新県都のまちづくり計画」（新市建設計画）を取りまとめています。

この計画は、新市の将来像を示すとともに、合併後、おおむね10年間に実施が予定される事業を掲載していることから、新市のまちづくりの概要が明らかになる資料として、重要なものです。

## 新市の将来都市像

新市の将来都市像は、恵まれた地域資源や、創造と進取の精神を受け継ぎ、「ひと・まち・自然が輝き未来を拓く新県都」とします。

そのためのまちづくりの基本姿勢として、「快適な暮らしを育むまち」「絆を深め、共生を育むまち」「活力ある、自立を育むまち」を掲げます。

## まちづくりの基本目標

### 次代を担う

### 心豊かなひとづくり

子どもや市民一人ひとりの生きがいを育む教育の推進と、伝統文化を継承し新しい市民文化を創造するとともに、スポーツ・国際交流に参加しやすい環境を整えます。

## ともに力を合わせ

### 明日を拓く地域づくり

住民自治の拡充と、市民の目線に立った行政サービスを提供します。

### 健やかに笑顔で

### 暮らせるまちづくり

保健・医療・福祉の連携を強化した総合的なサービスを提供し、災害に強い安全で快適なまちづくりを進めます。

### 自然と調和した

### 快適な環境づくり

自然環境を守り、かつ自然と調和、共生することにより快適な環境をつくりまします。

### にぎわいと

### 活力に満ちた産業づくり

地域資源を生かした産業を育成するとともに、産業間の交流や新たな連携を通し、高付加価値型の産業を創出します。

また、観光資源を活用して流入人口を増やし、地域経済を活性化します。

## 新市の目指すもの

### 中核都市づくりの方針

新市は、恵まれた地理的条件や交通条件のもと、他の地域との多様な連携・交流をさらに進め、行政・文化・経済の総合的な機能強化を図り、県全域に質の高いさまざまな都市的サービスを

を提供し、山口県をけん引する県都を目指します。

また、新たな文化の創造や未来を見据えた産業を創出することにより、交流を核にした都市発展に取り組み、中核都市としての機能強化を図ります。

このため、山口・小郡の中心市街地を都市核として、それぞれの特性に応じた高次都市機能の強化に努めます。

### 小郡都市核：交通交流拠点

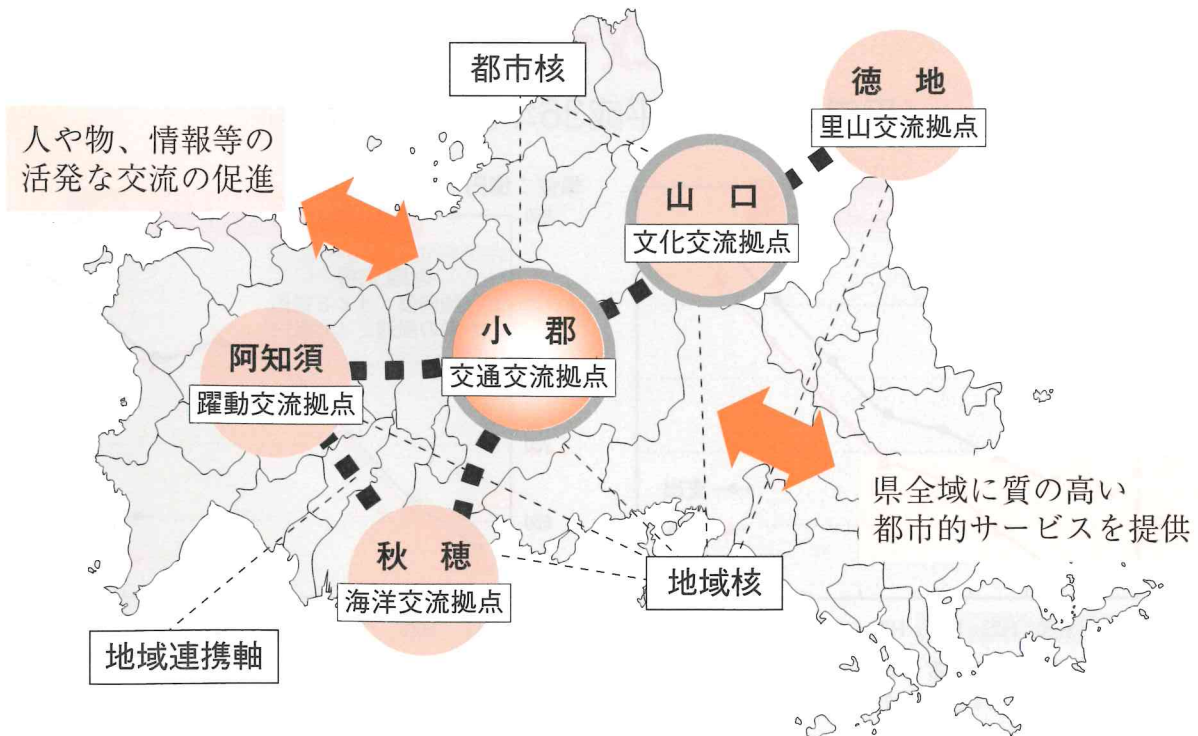
高速交通網の接点という立地特性を生かし、広域的な交通・交流機能の強化を図ります。

さらに、全県を管轄する業務商業機能の集積する拠点づくりを進めることにより、新市および山口県の玄関口として、全国的なネットワークの拠点としての役割を担う広域交流コアを形成します。

### 山口都市核：文化交流拠点

県都として、集積した教育、文化、情報等の高次都市機能のいっそうの集積と高度化を図るとともに、中心商店街の活性化、湯田温泉の魅力創出に取り組みます。

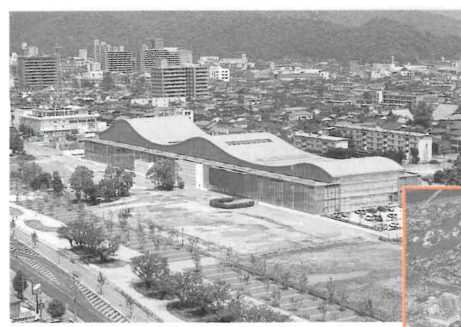
さらに、大学等との連携を強化し、知的・文化的な付加価値を創造する価値創造コアを形成します。



# 新市のリーディング・プロジェクト 未来を拓くプロジェクト

未来を拓くプロジェクトは、新市のリーディング・プロジェクトとして、将来都市像の早期実現と住民の一体感を醸成するため、分野別施策の枠を越え、横断的に取り組むものです。

ひとがいきいき暮らせる生活都市の実現		多彩な個性が輝き、交流を広げる中核都市の形成							テーマ								
9.	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりに向けて… 高齢者いきいきプロジェクト	1.	文化交流拠点づくりプロジェクト（想定地区：山口市） 文化的な付加価値を創造する交流拠点づくりに向けて…	2.	交通交流拠点づくりプロジェクト（想定地区：小郡町） 高速交通網を生かした広域的な交流拠点づくりに向けて…	3.	躍動交流拠点づくりプロジェクト（想定地区：阿知須町） スポーツ・レクリエーションなどの活動・交流拠点づくりに向けて…	4.	海洋交流拠点づくりプロジェクト（想定地区：秋穂町） 海洋空間の多様な活用による交流拠点づくりに向けて…	5.	里山交流拠点づくりプロジェクト（想定地区：徳地町） 自然と里山の調和による交流拠点づくりに向けて…	6.	地域にぎわい拠点づくりプロジェクト 住民の日常生活を支える地域の拠点づくりに向けて…	7.	人が主役のまちプロジェクト 住民が主役の豊かで住みよいまちづくりに向けて…	8.	未来を担う子ども育成プロジェクト 子どもが健やかに育ち、未来を担う人づくりに向けて…
		プロジェクトの内容															



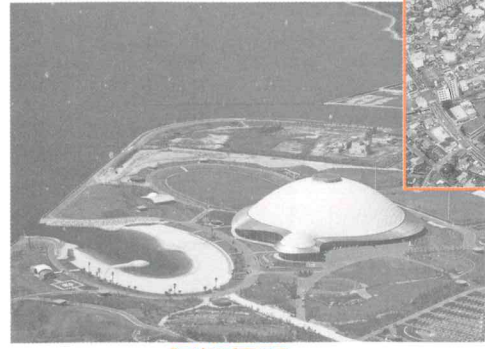
山口市



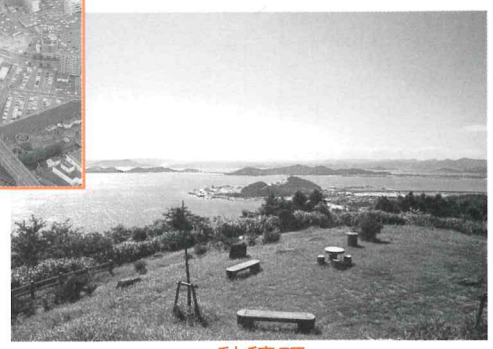
徳地町



小郡町



阿知須町



秋穂町

5 ※2リーディング・プロジェクト 「新市建設計画」における主要な施策の中で、特に重点的に取り組むべき施策。  
※3プロジェクト 新市における事業や開発・研究の計画、企画。

# 新市建設計画掲載事業

## 小郡町における 新市の事業

小郡都市核においては、高速交通網の接点であるという立地特性を生かし、新山口駅周辺において広域交通・交流拠点としての基盤整備を進めます。

さらに、新市および山口県の玄関口としての機能強化を図り、全国的なネットワークの拠点としての役割を担う交流拠点づくりを進めます。

### 広域交通・交流拠点

#### (新山口駅北地区)の形成

■新山口駅北地区の総合的な開発に係る計画の策定

■新たな広域交流機能の整備

○県内外の交流を促進する拠点施設の整備

新市・県・民間（JR西

日本等）によるプロジェクトチームの設置および施設整備に向けた調査研究

#### ■広域交通ターミナル機能の整備

○自由通路、人工地盤、交通

ターミナル、シンボルロード、多目的広場、駐車場・駐輪場等の整備

#### ■土地の合理的で健全な高度利用による都市機能の集積促進

○土地区画整理事業による都市計画道路、区画道路、駅前広場等の整備

○市街地再開発による商業・公共公益・住宅機能等の整備

#### ■駅北開発と連携した既存商業地の活性化の推進

○新たな都市拠点の形成

○良好な都市景観の形成に関する調査

活力ある業務・商業拠点

(新山口駅南地区)の形成

■中核的な業務・商業機能等の集積促進

○企業本社・本店や金融機関、商業施設等の立地促進

○各種専門学校等の誘致

○未利用地の有効利用

■快適な都市空間の創出と整備

○緑化の推進や道路のバリアフリー化、街路灯の設置等

■新たな都市空間(国道2号バイパス以南)創造の調査研究

○活力ある業務・商業拠点の土地利用に関する調査研究

### 県施設整備事業

県出先機関の再編整備

文教・スポーツ施設整備事業

町公民館の建設

町公民館の改築、町公民館分館の建設(上郷、駅南地区)

図書館の建設

小郡中学校の改築

小郡中学校の改築、武道場およびプール等の整備

町体育館の改修

テニスコートの改修

### 福祉施設整備事業

老人憩いの家の建設(上郷、下郷、駅南地区)

上郷保育園の改築

### 福祉施設整備事業

児童厚生施設の建設

児童遊園、児童館、留守家庭児童会(はちのこ学級)、障害児施設の併設

### コミュニティ施設整備事業

地域自治センターの整備(庁舎内の議場などを改造)

### 生活基盤整備事業

国道の整備

国道9号(小郡改良の事業促進)

### 県道の整備

山口宇部小野田連絡道路(県道山口宇部線)の整備

新山口停車場柳井田線(バイパス整備)

美祢小郡線(線形改良)

新山口停車場線(バリアフリー化)

山口阿知須宇部線(バリアフリー化、街路灯の整備)

### 町道の整備

昭利通国森線ほか

東津橋の自歩道専用橋の整備

### 水道の整備

配水管の整備

柳井田第3配水池の増設

光が丘配水池の増設

### 公共下水道の整備

管渠整備(岩屋、八方原、元橋地区)

雨水管渠整備(合流式から分流式)

浄化センター改築更新・増設

### 雨水幹線改修

急傾斜地崩壊対策事業(江良地区)

### 原4号ため池

### 駅北地区開発

新山口駅北地区土地区画整理事業

自由通路、人工地盤、多目的広場、シンボルロード

唐樋川、長谷川、汚水施設の移設

新山口駅北地区再開発事業

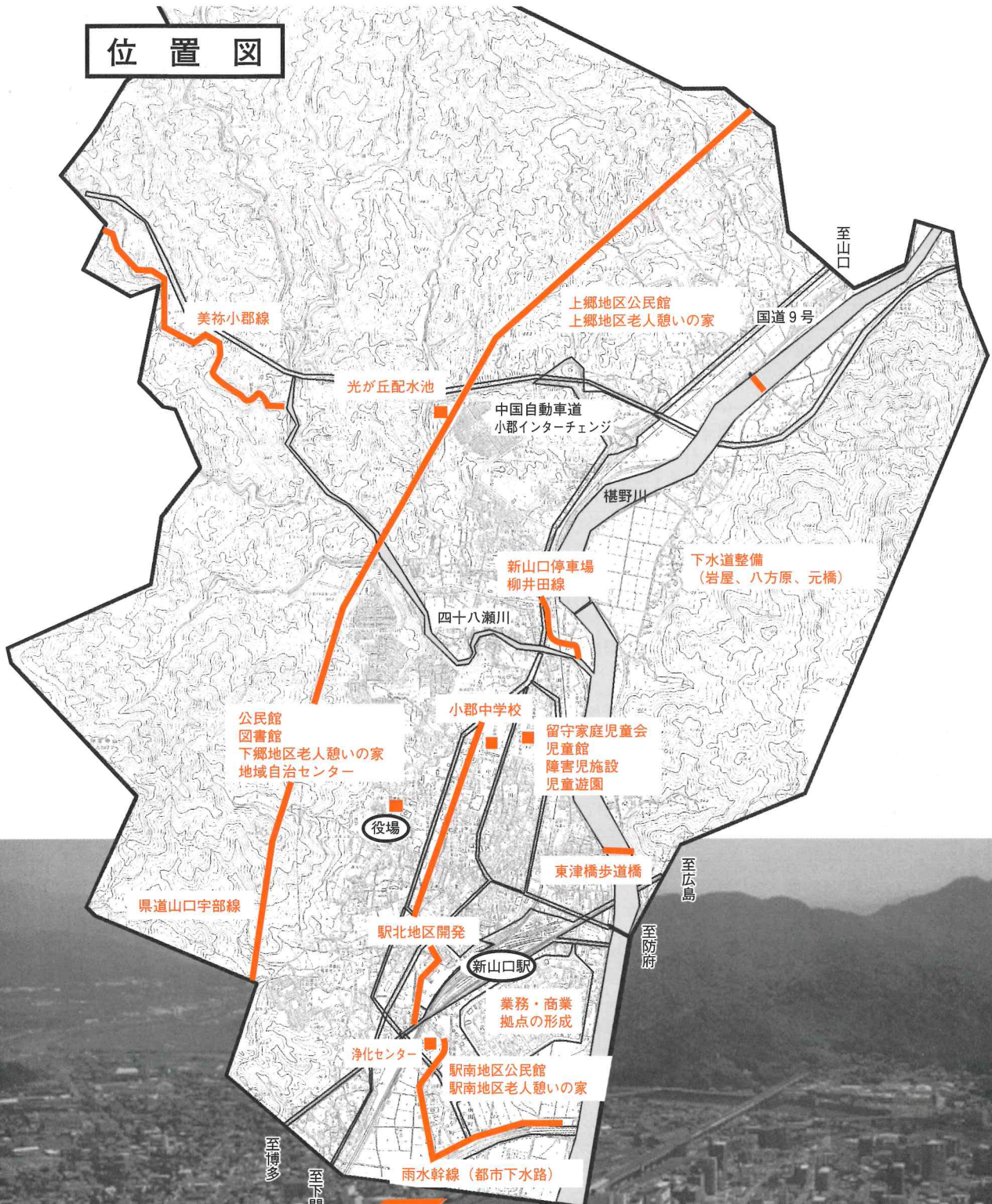
県内外との交流を促進する拠点施設の整備

※4 プロジェクトチーム 新市において新山口駅北地区の交流拠点施設を専門的に研究する組織。

※5 人工地盤 高架構造物を空中の地盤にして、その上に通路や緑地などを造り、人が行き来できる空間。

※6 バリアフリー 高齢者や障害者が社会生活を営むうえでの障害をなくすこと。

# 位置図



## 新山口駅北地区開発 広域交流拠点施設

## 新山口駅駅南地区 活力ある業務・商業拠点ゾーン

- ◆県内外の人々の交流を促進する拠点施設の整備
- ◆駅南北の交流を促進する自由通路や駅舎改築
- ◆広域交通ターミナル機能の整備
- ◆駅北開発と連携した既存商業地の活性化の推進
- ◆市街地再開発事業による商業・公共公益・住宅機能等の整備

# 協定項目の調整確認事項（抜粋） ※制度がある場合に○印

山口県中部1市4町合併協議会では41の協定項目の調整案を確認しました。

その確認事項を、小郡町における「合併時の満足度」という指標によって表わしました。

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考 ( )内は本町における現在の状況	合併時 の満 足度
<b>使用料、手数料</b>								
<b>建設関係</b>								
市町営住宅使用料	○	○			○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
<b>環境保全関係</b>								
斎場・葬儀所使用料	○	○	○	○	○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する。徳地町民、阿知須町民の火葬施設の使用料は、無料で調整する	(浄明苑の利用は無料)	→
公営墓地使用料	○	○			○	墓地・墓園使用料、清掃料は現行のまま新市に引き継ぐ。また、墓地返還に伴う使用料還付割合は、小郡町の例により調整する		→
<b>教育・文化関係</b>								
公民館使用料	○	○	○	○	○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等については、新市移行後速やかに調整する		→
市民館・公会堂使用料	○					新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する。減免規定等については、新市移行後速やかに調整する		→
<b>福祉関係</b>								
老人憩いの家等使用料	○	○			○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
<b>税務関係</b>								
課税・納税に関する証明手数料	○	○	○	○	○	一件100円により調整する	(一件につき100円)	→
公簿・図面の閲覧手数料	○	○	○	○	○			→
複写(分限図)手数料		○	○	○	○	一件300円により調整する	(3枚まで100円、1枚増すごとに30円加算)	↓
住宅用家屋証明手数料	○	○	○	○	○	一件1,300円により調整する	(一件につき100円)	↓
税の督促手数料	○	○	○	○	○	一件100円により調整する	(一通につき70円)	↓
<b>住民窓口関係</b>								
<b>証明手数料</b>								
印鑑に関する証明	○	○	○	○	○			→
身分に関する証明	○	○	○	○	○	一件100円により調整する	(一件につき100円)	→
その他の諸証明	○	○	○	○	○			→
外国人登録原票記載事項証明	○	○	○	○	○			→
住民基本台帳閲覧手数料	○	○			○	一件100円により調整する	(一件につき100円)	→
<b>交付手数料</b>								
住民票の写し	○	○	○	○	○			→
住民票記載事項証明	○	○	○	○	○			→
戸籍附票の写し	○	○	○	○	○	一件100円により調整する	(一件につき100円)	→
印鑑登録証交付	○				○		(一件につき0円)	↓
印鑑登録証再交付			○	○	○		(一件につき0円)	↓
<b>戸籍手数料</b>								
戸籍謄・抄本交付	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
<b>環境衛生・保健医療関係</b>								
休日夜間診療手数料	○					現行のまま新市に引き継ぐ		→
<b>農林関係</b>								
農地法による現況確認証明手数料	○	○	○	○	○	一件500円により調整する	(1件につき300円)	↓
<b>補助金、交付金等</b>								
<b>税務関係</b>								
前納報奨金		○	○	○	○	新たな制度を創設する	合併年度と、これに続く3年間に限り、旧4町の区域を対象地区として、固定資産税のみ対象税目に交付率100分の0.5に統一して制度を実施	→
<b>都市計画関係</b>								
狭あい道路拡幅整備にかかる補助金	○					山口市の例により調整する		→
生け垣設置奨励補助金	○					山口市の例により調整する		↑

※7 合併時の満足度 合併直後の住民サービス・負担を表しています。

↑：上がる ↓：下がる →：変わらない ↑↓：ひとつの項目の中に、上がるものと下がるものを含む



項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考 ( ) 内は本町における現在の状況	合 併 時 の 満 足 度
環境衛生関係								
ごみ収集場所整備補助金	○	○	○		○	山口市の例により調整する	飛散防止用品2万円が新規対象	↑
家庭用生ごみ処理容器等購入補助	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	EM菌を使用する処理容器が新規対象	↑
資源ごみ回収事業報奨金	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	報奨金額8円/1Kgが5円/1Kgに削減。対象物として「紙バック」がなくなり、「缶」が新規対象	↑↓
環境保全関係								
合併浄化槽設置補助金	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	一般地域の補助限度額は国・県補助基準額に一律5万円加算の額。本町は当面、現行どおりだが、5年以内に調整	→
教育・文化関係								
私立幼稚園への助成								
就園奨励費補助金	○	○		○	○	秋穂町を除く1市3町の例により調整する	新市全域で継続して実施	→
運営費補助金	○	○		○		新市移行後、速やかに調整する	補助は継続するが、統一した制度に速やかに調整	→
施設整備費補助金	○			○		新市移行後、速やかに調整する	補助は継続するが、統一した制度に速やかに調整	↑
障害児教育費補助金	○	○		○		現行のまま新市に引き継ぐ		→
私立高校運営費補助	○	○				新市移行後、速やかに調整する	補助は継続するが、統一した制度に速やかに調整	→
就学費援助	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	住宅扶助14,100円が40,000円、認定基準1.5が1.3となり、概ね高い基準に統一	→
遠距離児童・生徒通学費補助	○	○			○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
通学バス維持費補助金		○				新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
特殊学級就学奨励補助	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし交通費については、速やかに調整する		→
福祉・保健医療関係								
老人クラブ補助金	○	○	○	○	○	国、県制度による山口市・徳地町の例により調整する	市町単独の助成については、新市移行後、速やかに調整	→
母親クラブ育成費補助金	○	○	○		○	山口市・徳地町の例により調整する	補助の上限額が185,000円から189,000円に増額	↑
民間保育所施設整備費補助金	○					山口市の例により調整する。ただし、5年を目途に見直しを行うものとする	建設補助は新市においても継続	→
母子寡婦福祉連合会補助金	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	各団体の協力と理解を得て、組織を統一	→
病院群輪番制病院運営費補助	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
経済関係								
商店街支援事業にかかる補助	○	○				新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
起業化向け支援補助金	○					山口市の例により調整する。ただし、情報関連産業等起業化オフィス事業は、補助対象地域が限定されているので、新市の土地利用計画が決まった時点で検討する	起業化支援補助金を現行のまま新市に引き継ぎ、新市域全域を対象	↑
地場産業活性化推進にかかる補助金	○					現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、特産品開発等支援事業は、新市全域を対象とする方向で検討する	特産品開発等支援事業が新規施策として新市全域を対象	↑
まつり・イベント事業にかかる補助金	○	○	○	○	○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
住民活動関係								
チャイルドシート購入費補助		○	○			新市移行後、速やかに調整する	制度を新市に拡大	→
国民健康保健事業								
国民健康保険料（税）								
賦課形態	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する	賦課形態は、「料」とする	
賦課方式	○	○	○	○	賦課の方式は、「三方式」とする			
賦課割合	○	○	○	○	平準化を実施し、軽減割合を7割、5割、2割とする			

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考 ( ) 内は本町における現在の状況	合 併 時 の 満 足 度
保険料	○	○	○	○	○	急激な負担増に配慮し、激変の緩和を図るよう調整する。ただし、合併年度の翌年度から実施する		↑↓
任意給付								
出産育児一時金	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
葬祭費	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する	本町の40,000円は、一律50,000円に調整	↑
はり・きゅう施術費の支給	○		○	○		新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する	国民健康保険事業として全被保険者を対象とし、本町でも新たに実施	↑
人間ドック検診費助成	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する。ただし、合併年度の翌年度から実施する	本町でも、脳ドックを新たに実施	↑
介護保険事業								
介護相談員派遣事業（その他の適正実施事業）	○					山口市の例により調整する	新市全域において新たに実施	↑
介護保険料								
保険料の算定基準	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する。なお、平成18年度から保険料を統一する	平成16年度に国の制度改正が行われることから、その動向に配慮	→
保険料の賦課・徴収	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する。なお、段階区分、保険料率及び基準所得は平成18年度から、納期については合併年度の翌年度から統一する		→
サービス利用における低所得者対策	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する。ただし、介護保険料利用者負担軽減事業は、当分の間現行どおりとし、随時調整する	山口市のみが実施する「高額介護サービス費貸付事業」「高額介護サービス費受領委任払」は、山口市の例により調整し新たに実施。本町独自の介護保険料利用者負担軽減事業は当分の間現行どおりとし、随時調整	→
消防防災事業								
消防団								
組織	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	消防庁からの通知を踏まえて、新たな制度を創設	→
定員・人員	○	○	○	○	○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
任期			○	○		新市移行後、速やかに調整する	新市における体制の状況を見ながら、必要性・内容を速やかに調整	→
定年	○					新市移行後、速やかに調整する	各地域の事情に応じた内部規定により、柔軟な対応を講ずる	→
高齢者福祉事業								
日常生活用具給付等事業	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	山口市の実施する単独分の「手押し車」「寝具」が新たに実施。本町の「老人用電話」については、「老人福祉電話の貸与」に切り替え	↑
配食サービス	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	週7回、利用者負担金は300円	→
寝具洗濯乾燥消毒サービス	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	無料であった1回1組の掛け布団・敷布団・毛布の水洗い・乾燥・消毒は200円となる。単品では100円。	↓
軽度生活援助	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	無料であった利用料は210円となるが、利用時間は週1回1時間程度が週6時間に拡充	↑↓
外出支援サービス	○	○		○	○	新たに制度等を創設する	生きがいデイサービス、ショートステイ事業利用者の自宅と、サービス提供事業者間の送迎等を行い、利用料については片道50円	↓
住宅改修支援	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	住宅改修費援助事業の対象者を拡大し、関係者の質の向上と連携強化を図るため、福祉用具住宅改修研修事業を実施	→
訪問理美容サービス	○	○	○	○	○	秋穂町の例により調整する	本町の年間利用回数4回を、6回とする	↑

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考 ( ) 内は本町における現在の状況	満 足 度 の 合 併 時 の
介護予防事業	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	介護予防ミニデイサービスが山口市の例により実施。また、介護予防事業は新市で実施	↑
生きがい活動支援通所事業	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	利用料を段階的に1回500円から1,000円に5年間で統一	↓
生活管理指導（指導員派遣）	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	本町では利用料は無料だが、①介護保険の自立かつ必要と認められる者は210円/時間（介護保険の1割負担額）。②社会適応困難な高齢者の利用料は、現行どおり無料	↓
生活管理指導（短期宿泊）	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	利用は一泊380円から800円と食料費相当額に、ただし、生活保護世帯に属する者は食料費相当額のみ負担	↓
介護用品の支給（市町単独事業を含む）	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	支給品目は、紙おむつ・尿とりパットとし、使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプーの支給は廃止	↓
友愛訪問員制度・助成制度	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	本町で実施する訪問回数が月2回から3回に増加	→
緊急通報体制等整備	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	事業方式はセンター方式とし、本町の無料の負担は委託料の1割、月400円となる。ただし低所得者は無料	↓
サービス事業者振興事業	○					新市移行後、速やかに調整する	介護サービス提供事業者連絡協議会の設置を検討	→
寝たきり老人等介護見舞金助成		○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	介護者の労苦軽減を図ることから、速やかに検討	→
敬老祝金支給	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	80歳、88歳、90歳、99歳、100歳の節目及び101歳以上に10,000円支給	→
敬老記念品支給	○	○		○	○	山口市の例により調整する	88歳、100歳、101歳以上の者に記念品を支給	↓
はり・きゅう施術費助成		○			○	新たに制度等を創設する	本町の助成は1回につき900円。あんま、マッサージ、指圧は3年間は継続。助成は1人1日1回、1か月10回以下とし、はり又はきゅう1術800円、2術1,000円に調整。	↓
老人福祉電話貸与	○	○	○			山口市の例により調整する	年齢制限が廃止	↑
公共交通利用優遇事業	○	○				山口市の例により調整する	本町では福祉バスカード交付事業として、1,000円（1,100円分利用可能）の専用バスカードを70歳以上に3枚を限度に交付しているが、山口市の福祉優待バス乗車証交付制度をもとに調整	↑↓
在宅寝たきり老人等訪問歯科診療事業	○	○	○	○		廃止の方向で検討する	医療保険で対応	→
老人白内障眼内レンズ助成		○				新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
PHS貸与事業		○				廃止の方向で検討する	センター方式に切り替え	→
老人入院見舞金		○				廃止の方向で検討する		↓
在宅福祉事業（通所入浴サービス）			○	○		新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
ふれあいいきいきサロン運営助成	○				○	新たに制度等を創設する	サロン活動の拡充を図るとともに、補助内容、補助金等新たに制度を創設	→
在日外国人等福祉給付金	○	○				山口市の例により調整する	山口市の実施する重度心身障害者福祉給付金制度を新市で実施。なお、高齢者福祉給付金は月額1万円年3回で継続	↑
<b>障害者福祉事業</b>								
日常生活用具の給付・貸与	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
心身障害児母子通園訓練	○	○				山口市の例により調整する。ただし、単独事業については、速やかに調整する	山口市の例により、「電話等による相談」を新市において実施	↑
福祉タクシー	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	対象者や助成内容（3.5割補助、基本料金補助）など相違する。助成方式、対象範囲を含めて検討	→

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考 ( ) 内は本町における現在の状況	満 足 度 の 時 間
重度心身障害者通院通所交通費助成					○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
ガイドヘルパー派遣	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
心身障害者・難病患者等ホームヘルプサービス	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
身体障害者・難病患者等ショートステイ	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
障害児デイサービス事業	○					現行のまま新市に引き継ぐ		→
障害児ショートステイ事業	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
心身障害児(者) デイクア推進事業	○					山口市の例により調整する	山口市のみで実施している本事業は、新市においても実施	↑
福祉機器リサイクル事業	○					山口市の例により調整する	山口市のみで実施している本事業は、新市においても実施	↑
心身障害者扶養共済制度掛金助成	○	○				新たに制度等を創設する	本町の実施する、納付した10目の共済掛金の3分の1以内の助成は、新市では2分の1の助成	↑
補装具の給付・修理	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし単独事業については、廃止の方向で検討する	山口市のみ実施している単独事業は廃止	→
移送サービス				○		新市移行後、速やかに調整する	新社会福祉協議会への委託事業として、調整	→
身体障害者デイサービス	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
入浴サービス事業	○	○				山口市の例により調整する	山口市の例により、本町での利用料は無料	↑
身体障害者生活支援事業	○					山口市の例により調整する。ただし、徳地町については速やかに調整する	新市で、やまぐち障害者生活支援センターに委託	↑
身体障害者更生訓練費事業	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
生活訓練事業	○					山口市の例により調整する	山口市のみで実施している本事業は、新市においても実施	↑
進行性筋萎縮症者療養等給付事業	○					山口市の例により調整する	山口市のみで実施している本事業は、新市でも実施	↑
身体障害者自動車操作訓練	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	町では県事業であるが、新市では国事業に移行	→
身体障害者自動車改造費助成	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	町では県事業であるが、新市では国事業に移行。介助者が運転する場合の助成は、本町では実施していないが、新市において実施	↑
療育訓練参加促進補助事業	○	○				山口市の例により調整する	山口市・秋穂町で実施している本事業は、新市においても実施	↑
知的障害者施設通園バス助成	○	○				廃止の方向で検討する	支援費制度で措置	→
知的障害者ショートステイ事業	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
精神障害者ホームヘルプ・ショートステイ事業	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
精神障害者共同作業所	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
特別障害者手当等	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	町では県事業で実施しているが、新市でも引き続き実施	→
在宅重度障害者見舞金		○				新市移行後、速やかに調整する	在宅障害者への見舞金は、速やかに調整	→
(重度)心身障害児(者)福祉手当	○	○	○	○		新たに制度等を創設する	心身障害児(者)の福祉手当は、継続して実施。対象者、支給要件、支給額は、新市発足時までに統一	→
特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	県事業として、引き続き新市でも実施	→
重度心身障害者医療	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
児童福祉事業								
保育料	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	保育料は階層区分を統一し、市と町の2本立ての基準額表を採用。ただし、経過措置として3年間据え置き、その後3年間で統一。3子目(3歳未満児)の減免措置は、多子世帯保育料等軽減事業で実施	↓

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考	合 併 時 の 満 足 度
							( ) 内は本町における現在の状況	
児童クラブ	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する（運営主体、運営方法については現行どおりとするが保育料については統一する）	児童会開設にかかる経費は本町が負担し、おやつ代のみの負担であるが、新市での保育料は1,500円を基本に調整（市民税所得割非課税世帯は免除）	↓
子育て支援短期利用事業	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
すくすく子育て支援事業補助	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ	多子世帯保育料等軽減事業に移行	→
民間保育所への運営費補助	○		○		○	新たに制度等を創設する	民間保育所の経営の安定と公立保育所との格差是正のため、必要な補助制度を創設	↑
乳幼児健康支援一時預かり事業	○					新たに制度等を創設する	山口市のみを新市においても実施。なお、低所得者対策として減免制度を導入し、また、子育て支援という総合的な施策のもと新たな制度も創設	↑
助産扶助費	○					新たに制度等を創設する	山口市のみを新市においても実施。なお、防府市の進んだ制度も取り入れるなど、新たな制度を創設	↑
乳幼児医療	○	○	○	○	○	小郡町の例により調整する		→
就学・就職支度金		○		○		廃止の方向で検討する	小郡町は平成16年に廃止	→
母子家庭医療費助成事業	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
その他社会福祉事業								
低所得者見舞金支給	○	○			○	廃止の方向で検討する	県において、事業目的が同一の制度が廃止されたこととこの均衡を図る必要があり、廃止の方向で検討	↓
災害援護（火災援護資金・災害弔慰金等）	○					山口市の例により調整する	山口市のみで実施している本事業は、災害時の住民の生活を援助する観点から、新市でも実施	↑
保健・医療事業								
妊婦健康診査	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	定期検診は、本町では前期・後期のみが、中期を含めた3期に拡充。超音波検診は35歳以上が全員に拡充され、費用が割高の後期超音波検査が公費負担	↑
乳幼児健康診査	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
1歳6か月・3歳児健康診査	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	一般検診、個別検診の相違あり。これまでの経緯、地域性を考慮し、早い時期に健康診査の実施方法を統一	→
婦人健康診査	○			○		新たに制度等を創設する	制度として新市で実施	↑
成人健康診査	○	○	○	○	○	山口市・小郡町・秋穂町・阿知須町の例により調整する。ただし、実施方法については現行のまま新市に引き継ぐ		→
感染症対策	○	○	○	○	○	小郡町の例により調整する		→
生活環境事業								
ごみ収集体制等	○	○	○	○	○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
廃棄物処理手数料	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	可燃物は有料の指定ゴミ袋とし、直接処理施設に持ち込むものも有料	→
廃棄物処理手数料の減免	○	○	○	○	○	山口市・小郡町の例により調整する		→
分別収集（再資源化）への対応	○	○	○	○	○	分別収集の対応については、山口市の例により調整する なお、分別収集（品目）については、新市移行後速やかに調整する	資源ゴミステーションの現場指導も必要なことから、分別指導員の設置は山口市の例により調整。 分別品目は、紙製容器包装・紙パック、鉄・アルミについて違いがあるが、品目によっては施設整備が必要となるため、新市移行後速やかに調整	→
指定ごみ袋の取扱い	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する		→
し尿の処理体制	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、収集料金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する		→

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考 ( ) 内は本町における現在の状況	満 足 時 の 度
<b>商工・観光事業</b>								
企業誘致事業	○	○	○		○	新たに制度等を創設する	本町の現行制度を考慮し、(立地・雇用奨励金、用地取得補助金) 新たな制度を創設	→
制度融資・小口事業資金	○	○	○	○	○	山口市の例により調整する	山口市の例によることにより、融資限度額が1,000万円が600万円に、年利が2.3%から1.8%に移行	↑↓
雇用対策支援事業	○					山口市の例により調整する	新たに始まる制度として「仕事と家庭の両立支援事業」、「就職支援能力開発事業」、「高齢者職業相談室」がある	↑
労働者金融対策事業	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引き継ぐ		→
<b>都市計画事業</b>								
都市計画税								
課税客体及び税率	○	○			○	課税客体及び税率については、新市発定後の都市計画(区域、区域区分(線引き)等)の見直し・検討)や都市計画事業の状況に基づいて速やかに調整するものとし、当面、従来どおりとする。	(課税客体:土地・家屋税率:0.25%)	→
都市景観条例	○					山口市の例により調整する	都市景観形成地区内での建築・造成について、基準に適合する場合に助成金を交付	↑
市街地再開発事業の推進	○					山口市の例により調整する	市街地再開発事業を推進する団体に対する補助を行い、魅力的な中心市街地の再構築を促進	↑
<b>建設事業</b>								
市町道認定基準	○	○			○	山口市の例により調整する	既に認定されている町道は、新市の市道として取り扱われる	→
認定外道路指定基準	○					山口市の例により調整する。ただし、基準のうち、幅員の定めを削除し、新たに受益戸数(2戸)を加える		→
認定外道路整備事業	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	=公有地= 市名義の通り抜けができない生活道路などについて、5戸以上は市費施工、5戸未満は補助金交付 =民有地= 5戸以上を対象として補助金交付による舗装	↓
<b>下水道事業</b>								
下水道使用料	○	○			○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する	下水道料金の市町間の差があることから、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において有収水量予測や事業計画を策定し、新たな財政計画に基づき段階的に料金を統一	→
下水道使用料の賦課・徴収								
賦課	○	○			○	新市移行後、速やかに調整する。ただし、井戸水認定(事業者)の際に使用するメーター(量水器)については、新市移行後、検定期間に合わせ随時公設に切り替えることとする		→
徴収	○	○			○	納付方法については新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
下水道受益者負担金制度	○				○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する	本町の未普及5.8%については徴収しない方向で調整	→
水洗便所改造資金貸付制度	○	○			○	山口市の例により調整する	本町では「2分の1相当額」である利子補給額を、「全額」としている山口市の例による	↑
<b>水道事業</b>								
水道料金の算定方法	○	○	○	○		新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する	水道料金の市町間の差が大きいことから、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において給水需要予測や事業計画を策定し、新たな財政計画に基づき総括原価方式を基本に段階的に料金を統一	→

項 目	山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	調 整 案	備 考	合 併 時 の 満 足 度
							( ) 内は本町における現在の状況	
水道料金の算定・収納	○	○	○	○		新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
水道加入金	○	○	○	○		新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
<b>学校教育事業</b>								
通学区 (小・中学校)	○	○	○	○	○	現行のまま新市に引継ぎ、新市に移行後、随時調整する		→
学校給食事業	○	○	○	○	○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
<b>社会教育事業</b>								
図書館管理運営事業								
館外貸出の利用資格・冊数の制限等	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	住民サービスの高い方に併せることを原則	↑
休館日・開館時間等	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	休館日はほぼ同一だが開館時間開館時間等が異なるため、地域特性等を考慮して速やかに調整	→
移動図書館の運営	○					山口市の例により調整する。ただし、新市移行後、できるだけ早い時期に運営できるようにするものとする	山口市の移動図書館車「ぶっくん」をできるだけ早い時期に新市全域で運営できるように調整	↑
<b>コミュニティ施策</b>								
文書配布体制・配布報奨金制度	○	○	○	○	○	新市移行後、速やかに調整する	配布回数週1回を月2回とする方向で調整	→
自治会・コミュニティ団体への補助	○	○	○	○	○	新市に移行後当分の間現行どおりとし、随時調整する		→
自治会集会所設置補助金	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する	本町の新築・増改築・補修修繕に対する補助率が23%から40%に引き上げられるが、一律500万円の限度額が補修で100万円に削減。新たに既存建物買取制度(40%、500万円限度)、登記経費補助金(40%、10万円限度)が創設	↑↓
防犯灯設置費補助金	○	○	○	○	○	新たに制度等を創設する。ただし、防犯灯対策協議会補助金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する	新たに1灯につき年間500円の電気料金助成が開始	↑
<b>その他事業</b>								
コミュニティバス等の運行	○				○	新市移行後、速やかに調整する	地域独自の事情を尊重し現行のまま引き継ぐが、総合的な交通体系の中で各地域間で住民の利便性に格差が生じないように調整が必要	→



## 詳しい内容はご覧になれます

協定項目の調整案は、1市4町それぞれの制度や課題、対応策など、多くの内容を含んでいますので、すべてを紙面でお知らせすることは困難です。詳しい内容については「事務一元化現況・分析調書」を以下の場所でご覧ください。

- 町役場 1階ロビー
- 町保健福祉センター
- 町公民館
- 町ふれあいセンター

# 県央部1市4町の合併に対しての主な財政支援措置

## 1 合併特例債(建設事業) ハード ※8 448億円(10年間)

「新県都のまちづくり計画」に基づく新市のまちづくり事業に要する経費について、合併特例債を95%充てることができ、その元利償還金の70%が普通交付税で措置され、実質の負担は3割程度ですみます。

※事業費は最大で約472億円まで認められ、そのうち約314億円が戻ってきます。



## 2 普通交付税措置(合併補正) ソフト ※9 18億円(5年間)

合併直後に必要となる、行政の一体化、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する臨時的経費に対し、普通交付税が増額されます。

## 3 特別交付税措置 ソフト 7億円(3年間)

合併を機に行うコミュニティ施設整備、公共料金格差是正など合併後の需要について特別交付税が措置されます。

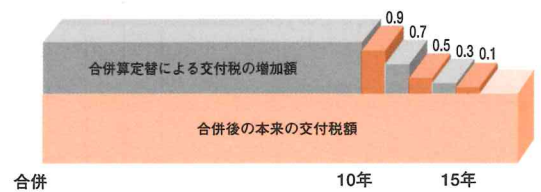
## 4 合併市町村補助金 ハード ソフト 7億円(3年間)

新市において、地域内の交流・連携、一体感強化のために必要な事業として、「新県都のまちづくり計画」に位置付けられた取り組みを積極的に行っている場合に、その必要経費が補助されます。

## 5 合併算定替 263億円(15年間)

合併後10か年度間は、合併しなかった場合の普通交付税(=交付税に基づく合併後の普通交付税+合併算定替による増加額)を交付し、さらに、その後5か年度で段階的に増加分が縮減されます。

※平成15年度制度を基準とした試算であり、措置額は変動することがあります。



## 6 県合併支援特別交付金 ハード ソフト 8億円(10年間)

中核都市の形成等に必要となる事業として、新市が行う「新県都のまちづくり計画」に位置付けられた事業の経費の一部が助成されます。

※8 ハード …学校や道路などの建設事業に活用  
 ※9 ソフト …住民サービスなどの非建設事業に活用

ご意見・ご要望をお待ちしております。

担当窓口 町役場 まちづくり推進課

☎ 973-2414  
 FAX 973-4892  
 ✉ mati@town-ogori.jp  
 http://www.town-ogori.jp